

平成二十一年四月二日提出
質問第一七二号

事務担当の内閣官房副長官の適性に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木宗男

事務担当の内閣官房副長官の適性に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七一第二三七号）及び「前々回答弁書」（内閣衆質一七一第二〇一号）を踏まえ、再度質問する。

一 前々回質問主意書で、事務担当の内閣官房副長官の適性に、正直であることは求められるかと問うたところ、「前々回答弁書」では「一般に、内閣官房副長官は誠実であることが求められるものと考えている。」との答弁がなされている。右答弁を受け、前回質問主意書で事務担当の内閣官房副長官の適性に、正直であることは求められるかと再度問うたところ、「前回答弁書」では「先の答弁書（平成二十一年三月十九日内閣衆質一七一第二〇一号）三についてでお答えしたとおりである。」と、「前々回答弁書」における答弁を繰り返し返しただけの答弁がなされている。当方は、「前々回答弁書」で政府が「『正直』の定義については、例えば、いつわりのないこと、また、率直なこと（出典 広辞苑）とされていると承知している。」と定義している「正直」であることは、事務担当の内閣官房副長官の適性として求められるかと問うているのであり、「前回答弁書」で政府が「『誠実』の定義については、例えば、他人や仕事に対して、まじめで真心がこもっていること（出典 広辞苑）とされていると承知している。」と定義してい

る「誠実」であることを問うていのではない。当方は「正直」について問うているのに、政府が「誠実」について答弁するのはなぜか、その理由を説明されたい。

二 事務担当の内閣官房副長官の適性に、「いつわりのないこと、また、率直なこと」を意味する正直さは求められるか。再度質問する。

三 本年三月三日、民主党小沢一郎代表が政治資金規正法に違反する形で西松建設より献金を受けていたとして、小沢代表の資金管理団体の会計責任者である公設第一秘書が逮捕された。同月六日付の新聞等が、ある政府高官が右の事件（以下、「献金事件」という。）に関し、「自民党に及ぶことは絶対でない。請求書のようなものがあれば別だが、金額が違う。立件はない」との旨述べたと報じたこと（以下、「新聞報道」という。）が話題になったが、右の政府高官は漆間副長官であることが既に明らかになっている。同月九日の参議院予算委員会において、漆間副長官は、自身が「新聞報道」にある様な、「献金事件」の捜査が自民党側に及ぶことはないとの発言をしたことは記憶にない旨述べているが、同日付朝日新聞夕刊一面には、「自民党側は立件できないと思う」（朝日新聞）、「自民党の方にまで波及する可能性はないと思う」（読売新聞）、「この件で（東京地検が）自民党の方までやることはないと思う」（毎日新

聞)、 「自民党に及ぶことは絶対ない」 (日本経済新聞)、 「自民党議員に波及する可能性はないと思う」 (共同通信) と、「新聞報道」の具体例が挙げられており、それぞれ表現の違いはあるが、全て漆間副長官が「献金事件」に関して、自民党という具体的な政党名を挙げ、コメントしていることが報じられている。また、同月十日付読売新聞四面には、

——懇談で私 (TBS記者) が「自民党の議員にも (捜査は) 及ぶことはないか」と聞いた。それに答えた記憶は。

「直接、政党名を挙げて聞かれた記憶がない。」

と、同月九日の漆間副長官の記者会見における記者とのやり取りの詳細が報じられている。前々回質問主意書で、この様に、漆間副長官が「献金事件」に関して自民党という具体的な政党名を挙げてコメントしたと明確に述べる意見が多数あるが、それでも「新聞報道」にある「献金事件」に関する自身のコメントについて「記憶にない」とする漆間副長官の発言は、正直なものであると政府は認識しているかと問うたところ、「前々回答弁書」では「漆間蔵内閣官房副長官は、本年三月九日の参議院予算委員会及び総理大臣官邸における記者会見において、御指摘の『新聞報道』については、個人的な経験及び識見に基づい

て、あくまで一般論として違法性の認識の立証がいかに難しいか等を述べたものであり、特定の政党や議員への捜査の帰趨等、検察による捜査の中立性あるいは公平性を否定するような発言はしていないと考えていた旨を説明した上で、本人の真意が伝わらない形で報道され、多くの皆様に御迷惑をかけたことについて陳謝したと承知している。」との答弁がなされている。右につき、前回質問主意書で、「新聞報道」にある「献金事件」についての漆間副長官のコメントは、故意か偶然かは別として、右で挙げた新聞等の各報道機関が漆間副長官の真意を取り違えたことが原因であるのかと問うたが、「前回答弁書」では何の答弁もなされていない。漆間副長官としては、右で挙げた新聞等の各報道機関が「献金事件」に係る自身の真意を取り違えたと認識しているか。漆間副長官本人による答弁を求める。

四 「新聞報道」は、あたかも「献金事件」の捜査に政府が関与しているとの印象を国民に与え、同事件の真相解明に悪影響を与えたと考えるが、漆間副長官の認識如何。

五 漆間副長官として、「新聞報道」にある「献金事件」についての漆間副長官のコメントは、あくまで自身の真意が伝わらない形で報道されたものであり、事実を反映していないと認識しているのなら、その旨「新聞報道」を行った新聞等の各報道機関に、正直かつ誠実に説明するべきであると考え、漆間副長

官は、右の様な説明を各報道機関に対して行っているか。漆間副長官本人による明確な答弁を求める。

六 漆間副長官として、「新聞報道」にある「献金事件」についての漆間副長官のコメントは、あくまで自身の真意が伝わらない形で報道されたものであり、事実を反映していないと認識しているのなら、その旨「新聞報道」を行った新聞等の各報道機関に正直かつ誠実に伝え、記事等の報道を撤回することを求めるべきであると考えるが、漆間副長官は、右の様な対応を各報道機関に対して求めているか。漆間副長官本人による明確な答弁を求める。

右質問する。